

## 火薬類無許可消費数量について

火薬類取締法施行規則第49条より、一定数量以下の火薬類は消費許可なしで消費することができます。

### 理化学上の実験

- ・火薬 5kg 以下
- ・無添加可塑性爆薬以外の爆薬 2.5kg 以下
- ・工業雷管・電気雷管・銃用雷管・信号雷管・実包・空包・信管・火管もしくは導火管付雷管 100 個以下または導火線もしくは導火管 200m 以下  
(いずれも 1 回につきの量)

### 射的練習

- 射的練習の用に供する場合、実包または空包 400 個以下  
(いずれも 1 日につきの量)

### 煙火（花火）

- ・直径 6cm 以下の球状の打揚煙火 50 個以下
  - ・直径 6cm を超え直径 10cm 以下の球状の打揚煙火 15 個以下
  - ・直径 10cm を超え直径 14cm 以下の球状の打揚煙火 10 個以下
  - ・200 個以下の焰管を使用した仕掛け煙火一台  
(いずれも同一の消費地において 1 日につきの量)
- ・爆竹であってその 1 本が火薬 1g 以下の爆薬。(爆発音を発するものに限る)  
または 0.1g 以下の煙火 300 個以下。  
(爆竹は、点火によって爆発音を出す筒物を連結したものであってその本数が 30 本以下のものに限る。)
- ・ファイヤークラッカーその他の点火によって爆発音を出す筒物であって火薬 1g 以下の爆薬 300 個以下。(爆発音を発するものに限る)  
または 0.1g 以下の煙火 300 個以下。(マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く)

### 演出効果に供するための煙火

- ・映画、放送番組の制作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興業、博覧会、その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するための煙火を消費する場合。(打上煙火を除く)
- ・その原料をなす火薬もしくは爆薬が 15g 以下の煙火 50 個以下
- ・原料をなす火薬もしくは爆薬が 15g を超え 30g 以下の煙火 30 個以下
- ・原料をなす火薬もしくは爆薬が 30g を超え 50g 以下の煙火 5 個以下又は発煙筒、撮影用照明もしくは爆薬
- ・原料をなす火薬もしくは爆薬が 0.1g 以下の煙火においては無制限  
(いずれも同一の消費地において 1 日につきの量)

### 発煙筒

防霜、防虫、消火演習、気象観測または気密検査用に供するために発煙筒を消費する場合には、無制限

### 消火用煙火

消火または消火演習の用に供するために消火用煙火を消費する場合には、無制限

### 動物駆除・捕獲用

- ・動物の駆除の用に供するために消費する場合には、空包 100 個以下または原料をなす火薬または爆薬 10g 以下の煙火 200 個以下  
(いずれも 1 日につきの量)
- ・動物の行動範囲の調査その他動物に係る調査の用の発信器を動物の駆逐を目的とする調査のために消費する場合には、無制限  
(ただし、発信器の原料をなす火薬が 30mg 以下であって、かつ爆薬が 30mg 以下または火薬が 60mg 以下である場合に限る)
- ・動物の捕獲用に供するために薬液注入用薬包を消費する場合は無制限

### 建設用

- ・建設用びょう打ち銃用空包 200 個  
(原料をなす火薬または爆薬が 1 個あたり 0.4g 以下のものでは 400 個) 以下
- ・コンクリート破砕器 150 個以下
- ・工業銃用実包 100 個以下
- ・爆発びょう 500 個以下
- ・爆発せん孔器 50 個以下または鉦さい破砕器 20 個以下

(同一の消費地において1日につきの量)

医療用

爆薬 11mg 以下の体外衝撃波腎結石破砕機用圧力発生具を消費する場合は無制限

競技用

競技用紙雷管は無制限